

## 労災就学援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

### <支給要件>

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ①遺族(補償)等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など\*に在学している(以下「在学中」)、または受給者本人が在学中
- ②第1～3級の障害(補償)等年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③傷病(補償)等年金を受給していて(せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る)、生計を同じくしている子が在学中

※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など

### <支給内容>

ご本人やお子さんが在学する学校などに応じ、原則として、以下の金額を支給します。(令和3年3月1日現在。金額は変更となる場合がありますので、管轄の労働基準監督署にご確認ください。)

- 小学校 :月額 14,000円
- 中学校 :月額 18,000円(通信制課程は月額 15,000円)
- 高等学校等 :月額 17,000円(通信制課程は月額 14,000円)
- 大学等 :月額 39,000円(通信制課程は月額 30,000円)

### <申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。